

別冊

千歳市避難所開設・運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)

令和2年7月策定

千 歳 市

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する一方、災害はいつ発生するかわかりません。地震や風水害などの自然災害が発生し避難所を開設する場合、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、各避難所では感染症対策に取り組む必要があります。

また、市では、避難所での人の密を避けるため、可能な限り多くの避難所の開設に努めますが、避難者自身も、安全な場所の親戚や友人宅など、避難所以外の場所も事前に検討しておく必要があります。

このマニュアルは、避難所における感染症対策を示し、施設管理者、避難者（自主防災組織等）及び派遣市職員の三者が協力しながら、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する避難所運営を図ることを目的としています。

なお、このマニュアルは、令和2年6月時点の情報に基づいて作成しています。今後の新型コロナウイルス感染症の新たな知見等を踏まえて、内容を見直すことがあります。

目 次

第1章 総則	
1 マニュアルの基本方針	1
2 マニュアルの構成	1
第2章 避難所の開設	2
1 感染症対策を考慮したレイアウト設定	2
2 避難者の受付・健康チェック方法	3
3 発熱、咳等の症状がある人、濃厚接触者への対応	3
4 避難者への感染予防対策の周知・徹底	4
第3章 避難所の運営	5
1 施設管理者、避難者（運営スタッフ）、派遣市職員の健康チェック	5
2 避難所内の感染予防対策の実施	5
3 避難者の状況把握、健康管理の実施	5
4 避難者に発熱、咳等の症状が出た場合の対応	5
5 災害対策本部への報告	5
●具体的な感染症予防対策の方法	6
・ こまめな手洗い、手指消毒の実施	6
・ マスクの着用、咳エチケット等の実施	6
・ 清掃・消毒の実施	7
・ 換気の実施	8
・ 食事・物資の配布	8
・ ゴミの処分	9
・ 症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング	9
●様式	
・ 健康状態（受付時）チェックシート	【コロナ対策編 様式1】
・ 健康状態観察項目シート	【コロナ対策編 様式2】
・ 感染症対策のチェックリスト	【コロナ対策編 様式3】
・ 健康状態集計シート	【コロナ対策編 様式4】
●資料	
・ 感染症対応時の避難所レイアウト一例（学校）	【コロナ対策編 資料1】
・ 避難所の感染予防対策について	【コロナ対策編 資料2】
・ 具体的な感染予防対策のポスター	【コロナ対策編 資料3－1～8】

第1章 総則

1 マニュアルの基本方針

避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。

- (1) 避難者等は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- (2) 避難所では、窓を開放するなど換気（1時間に2回程度）を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- (3) 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- (4) 発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個室や専用スペースを確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- (5) 避難者名簿の登録時には、避難者の体温測定と健康チェックを行います。
また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。
- (6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合に備え、避難者名簿により避難者の入退出の管理を確実にを行います。
- (7) 新型コロナウイルス感染症は誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないよう配慮します。

2 マニュアルの構成

このマニュアルは、千歳市避難所開設・運営マニュアル（以下「本編」という。）を補完するものとして、避難所開設・運営の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために必要な注意点や対応を示しています。

※避難所に備蓄している感染症対策用品一覧

クリアケース保管	
使い捨てマスク	使い捨て手袋
アルコール手指用消毒液	紙タオル
清掃用漂白剤（ハイター）	非接触型体温計

第2章 避難所の開設

避難所の開設準備にあたっては、施設管理者、避難者（自主防災組織等）、派遣市職員は、従来の避難所開設手順に加えて、より重点的に感染症対策を実施する必要があります。

1 感染症対策を考慮したレイアウト設定（コロナ対策編 資料1参照）

（1）一般居住スペースの確保等

- ① 「三密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、各世帯の避難スペースを可能な限り確保し、世帯ごとに2メートル以上（最低1メートル以上）の間隔を開けます。
- ② 施設管理者と協議のうえ、教室や会議室なども積極的に活用します。
- ③ 避難者同士が可能な限り交差しないような動線の確保に努めます。
- ④ 定期的な換気が行えるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにします。

（2）要配慮者スペース等の確保

高齢者や障がい者などの要配慮者が滞在するために必要なスペースは従来どおり確保します。

（3）発熱、咳等の症状がある人、濃厚接触者のための専用スペース等の確保

- ① 発熱、咳等の症状がある人や濃厚接触者の個室若しくは専用スペースを選定します。
- ② やむを得ず、体育館や広い会議室などに滞在する場合には、間仕切り（パーティションなど）を使用して独立した専用スペースを設けます。
間仕切りが準備できない場合は、プラスチック素材（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすなどの工夫をします。
- ③ 定期的な換気のため、窓が最低一か所以上ある空間を確保します。
- ④ 専用スペース等は、テープにより境界線を設けるなど、一般居住スペースとの行き来が行えないようにします。
- ⑤ 可能な限り、専用の水洗トイレや仮設トイレを確保し、他の避難者と交わらないような動線とします。

※ 発熱、咳等の症状がある人や濃厚接触者を、同じ個室にすることは望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、間仕切り（パーティションなど）で区切るなどで工夫することが望ましい。

2 避難者の受付・健康チェック方法

(1) 受入れの準備

- ①避難所の出入口前に受付を設置します。
- ②避難所入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を出入口の最も外側に設置する等の配慮をします。
- ③受付に、マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、使い捨て手袋などの感染症対策用品を準備します。

※各避難所には、備蓄品として、マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、使い捨て手袋などの感染症対策用品一式を配備しています。

- ④避難所に出入りする人を確実に把握するため、入口を1か所に限定します。
- ⑤受付を待つ列を作る場合には、2m間隔をあけて並ぶ体制に誘導します。

(2) 避難者名簿の記入、健康チェックの実施

- ①受付では、避難者に体温測定をしてもらい、世帯などの代表者には、「避難者カード（本編 様式5）」に加え、「健康状態（受付時）チェックシート（コロナ対策編 様式1）」を記入してもらいます。
- ②避難者の体温測定は、「健康状態（受付時）チェックシート」の記載の前に行くか、列に並んでいる間に行くなどの工夫を行い、体温測定の場所が三密にならないようにします。
- ③避難者が記載した「避難者カード」及び「健康状態（受付時）チェックシート」により、「避難者名簿（本編 様式3）」を作成・管理します。

3 発熱、咳等の症状がある人、濃厚接触者への対応

(1) 発熱、咳等の症状がある人

- ①受付時の健康チェックの際、感染症を疑う発熱、咳等の症状があった場合は、専用スペース等に誘導します。
- ②誘導後は、災害対策本部（保健福祉対策部）に収容人員や状況等の連絡を入れてください。災害対策本部（保健福祉対策部等）は、状況に応じて、専用スペース等の確保や医療機関受診につなげるなど、適切な対応を行います。

(2) 濃厚接触者

- ①受付時の健康チェックの際、濃厚接触者であることの申し出があった場合は、専用スペース等に誘導します。
- ②誘導後は、災害対策本部（保健福祉対策部）に収容人員や状況等の連絡を入れてください。災害対策本部（保健福祉対策部等）は、状況に応じて、専用スペース等の確保や保健所と連携し、適切な対応を行います。

《濃厚接触者とは》

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があり、保健所が濃厚接触者として健康観察及び外出自粛を求めている者。

4 避難者への感染予防対策の周知・徹底

- (1) 避難者の受入れ時には、避難者が注意すべきことを、「避難所の感染予防対策について（コロナ対策編 資料2）」等を活用し、説明を行います。
- (2) 避難者の感染予防対策の実施に関する各種ポスター（コロナ対策編 資料3）を、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。
- (3) 避難者に周知・徹底する感染予防対策は以下のとおりです。
 - ①避難所では、必ずマスクを着けましょう。
 - ②避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
 - ③こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
 - ④他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
 - ⑤体調がすぐれない方は、派遣市職員に申し出ましょう。
 - ⑥居住スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。
 - ⑦共有スペース（トイレや手洗い場等）や、よく触れる場所の清掃・消毒に協力しましょう。

第3章 避難所の運営

避難者等は定期的に健康チェックを行うとともに、避難所に配備している、マスク、消毒液、使い捨て手袋、体温計などを活用し、適切な感染症対策を行うことで感染症の拡大を防止します。

1 施設管理者、避難者（運営スタッフ）、派遣市職員の健康チェック

避難所運営に従事している方は、朝・夕の2回、必ず体温測定と健康チェックを行い、体調不良の場合は代替りの人に業務をお願いします。

2 避難所内の感染予防対策の実施

「感染症対策のチェックリスト（コロナ対策編 様式3）」を参考に、避難所内の感染予防対策を継続して行います。また、運営スタッフの交代がある場合は、感染予防対策の実施状況を確実に引き継ぐこととします。

3 避難者の状況把握、健康管理の実施

避難者全員に「健康状態観察項目シート（コロナ対策編 様式2）」により、自ら健康チェックを行ってもらい、症状が現れた場合は、避難所運営スタッフ等に速やかに申し出るよう周知します。

症状がある避難者等が発生した場合には、次の「4 避難者に発熱、咳等の症状が出た場合の対応」に沿った対応を行います。

4 避難者に発熱、咳等の症状が出た場合の対応

発熱、咳等の症状がある避難者が発生した場合には、専用スペース等に誘導します。

誘導後は、災害対策本部（保健福祉対策部）に収容人員や状況等の連絡を入れてください。災害対策本部（保健福祉対策部等）は、状況に応じて、専用スペース等の確保や医療機関受診につなげるなど、適切な対応を行います。

※ 医療機関への搬送などにより退所した後は、災害対策本部の指示に従い、滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を行います。

5 災害対策本部への報告

- (1) 1日2回（朝・夕）、「健康状態集計シート（コロナ対策編 様式4）」を作成し、災害対策本部に報告します。
- (2) 避難所の感染症対策用品が不足する場合には、災害対策本部に物資の要請を行います。

具体的な感染症予防対策の方法

○こまめな手洗い、手指消毒の実施

- 流水で手洗いをする事で、手に付着した細菌やウイルスを洗い流します。
- 石けんを使用することでウイルスの膜を壊し死滅させる効果が期待できます。
- 手洗いが困難な場合は、手指消毒用アルコールの使用が効果的です。

【避難所での注意事項】

- ① 液体石けんを配置し、流水で手洗いができる場所を確保します。
- ② 固形石けんは、石けんの表面にウイルスが付着し感染を拡大させる可能性があるため使用しません。
- ③ 手洗い後は、ペーパータオルなどを使用して手を拭き、乾燥させます。
- ④ 布やタオルの共用はせず、ペーパータオルか個人用タオルを使用します。
- ⑤ 液体石けんのボトルは定期的に消毒を行います。
- ⑥ 液体石けんや手指消毒用アルコール、ペーパータオルが不足しないよう定期的に補充します。
- ⑦ 流水で手洗いすることが困難な場合は、ウエットティッシュなどで汚れを拭き、手指消毒用アルコールを使用します。
- ⑧ 避難所内には可能な限り、多くの場所に液体石けん、手指消毒用アルコールを配置します。
- ⑨ 手洗いの方法や手洗いのタイミングの周知のためのポスターなどの掲示を行います。特に、多くの人の目に入る場所（出入口、掲示板など）や感染リスクの高い場所（トイレ、手洗い場など）に掲示します。

<手洗いのタイミング>

手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状がある者の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後 など

<参考資料>

正しい手洗いの仕方（厚生労働省）

【コロナ対策編 資料3－1】

手指消毒の手順（国立感染症研究所）

【コロナ対策編 資料3－2】

○マスクの着用、咳エチケット等の実施

- 感染症の原因となる細菌やウイルスが口や鼻から侵入するのを防ぎます。
- 感染症に感染している患者の口や鼻から飛散する細菌やウイルスの量を減らします。

【避難所での注意事項】

- ① 咳やくしゃみが出るときは、咳エチケットを徹底します。

- ② 避難所内では全ての人が原則、マスクを着用します。
- ③ 鼻と口を完全に覆うよう、正しいマスクの着用をします。
- ④ 使い捨てマスクは、原則、繰り返しでの使用はできません。やむをえず繰り返し使用する場合には、適切に消毒することが必要です。
- ⑤ 使用したマスクを外すときには、表面に直接触れることがないように十分に注意が必要です。
- ⑥ マスクの表面を触ってしまった場合は、手洗いやアルコール等での手指消毒を行います。
- ⑦ 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ⑧ 症状がある避難者が使用したマスクやティッシュは、感染性廃棄物(P.9)として廃棄します。

<参考資料>

- | | |
|---------------------|----------------|
| 咳エチケットで感染症予防（厚生労働省） | 【コロナ対策編 資料3-3】 |
| マスクの着け方・外し方（総務省消防庁） | 【コロナ対策編 資料3-4】 |

○清掃・消毒の実施

多くの人を利用する避難所は、衛生環境が悪くなりやすいため、定期的に消毒・清掃を行い、感染症の原因となる細菌やウイルスを除去します。

【避難所での注意事項】

- ① 避難所の清掃・消毒はなるべく多くの回数を実施するのが良いとされるため1日3回以上は時間を決めて清掃・消毒を行います。
- ② トイレ、出入口、ドアノブや手すりなど、多くの人に触れる場所は、頻回に清掃・消毒を行います。
- ③ 消毒の場所に応じた消毒液を準備して使用します。
- ④ 各世帯の避難スペースは、各自で清掃・消毒を行います。
- ⑤ 通路や出入り口などの共有スペース、トイレや手洗い場の清掃・消毒は避難者を中心に関係者が協力して行います。

【手袋の使用上の注意】

- ① 手袋は原則使い捨てです。やむを得ず繰り返し使用する場合は適切に消毒を行い、破損が無いことを確認します。
- ② 手袋を使用する前は、破損（穴が開いていないか等）がないかを確認し、隙間ができないよう正しく着用することが必要です。
- ③ 使用した手袋の表面には、細菌やウイルスに汚染されています。手袋を外すときが最も感染しやすいため、表面に触れないよう十分注意をして、正しい外し方を徹底してください。
- ④ 手袋、マスク等の脱衣後はかならず手指消毒か流水で手洗いを行います。

<参考資料>

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 消毒液の作り方（厚生労働省） | 【コロナ対策編 資料3-5】 |
| トイレの清掃の仕方（東北感染症危機管理ネットワーク） | 【コロナ対策編 資料3-6】 |
| 手袋の付け方・外し方（総務省消防庁） | 【コロナ対策編 資料3-7】 |

○換気の実施

三密（密閉・密集・密接）を防ぐとともに、細菌やウイルスが空気中に留まらないよう、常時空気の入れ替えを行うことが重要です。

【避難所での注意事項】

- ① 窓及び扉を開放し、常時換気を行います。
- ② 扇風機を使用する等、避難所内の空気の循環をよくします。
- ③ 夏場、冬場など冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも「30分に1回の換気実施」をルールと定め、定期的に換気を行います。
- ④ 症状がある避難者専用の個室は、換気できる窓がある部屋を準備します。

○食事・物資の配布

- 食事や物資の配布時には、配布場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫が必要です。
- 食品や物資を介して感染が広がることも想定されるため、食品や物資が細菌やウイルスに汚染しないよう保管するとともに、配布方法を工夫する必要があります。

【避難所での注意事項】

- ① 食品等を保管する場所は常に清潔に保ち、保存方法や賞味期限の管理を行います。
- ② 食品等を置く場所やテーブル等は、事前にアルコール消毒液等で拭いておきます。
- ③ 配布場所には手指消毒液を設置します。
- ④ 食品等は手渡しにせず、机に並べているものを避難者自身が取るようにします。
- ⑤ 食事や物資の配布時は、グループ毎に配布時間をずらす等、配布場所が密集しないようにします。
- ⑥ 食事や物資の管理や配布担当者は手袋とマスクを着用します。
- ⑦ 食事の提供は、使い捨て容器を使用し、配膳から1時間以内に消費します。
- ⑧ 個包装ではない食品を自宅等に持ち帰ることは避けます。

○ゴミの処分

ゴミは、細菌やウイルスを媒介するハエや蚊などの発生源となりますので適切に管理することが必要です。

【避難所での注意事項】

- ① 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てます。
- ② 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ③ 紙おむつ等の廃棄のために、蓋つきの専用ごみ箱を設置します。
- ④ ゴミ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分します。
- ⑤ ごみ収集の際は、必ず手袋、サージカルマスクを着用し、感染予防に十分配慮します。

＜感染性廃棄物の取り扱い＞

- ① 感染性廃棄物を捨てるごみ箱は、足踏み式ゴミ箱・蓋つきの専用のごみ箱にします。
- ② 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性廃棄物専用のゴミ箱に破棄します。
- ③ 感染性廃棄物は居住スペースとは異なる場所で部屋に鍵をかける等して保管します。
- ④ 「症状がある避難者が出したごみ（食べ物、体液が付着したもの等）」は、感染性廃棄物としての処分を災害対策本部に要請します。

※感染性廃棄物とは

人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがある廃棄物

＜参考資料＞

ごみの捨て方（環境省）

【コロナ対策編 資料3－8】

○症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング

避難所内で症状がある避難者が発生した場合には、感染症の拡大防止のため施設内をゾーニングするという考え方があります。

＜ゾーニングの考え方＞

一般の避難者が滞在する場所と感染症を疑う避難者が滞在する場所を、グリーンゾーン、イエローゾーン、レッドゾーンの3つに色分けして施設内を区分することをゾーニングと言います。

区分	考え方
グリーンゾーン	清潔区域：感染症を疑う者が利用しない場所
イエローゾーン	準汚染区域：グリーンゾーンとレッドゾーンの境目の場所
レッドゾーン	汚染区域：感染症を疑う者のみが利用する場所

【避難所での注意事項】

- ① 色テープなどを床に貼るなど、ゾーンの区別が目で見えてわかるように表示します。
- ② 建物の2階と3階で分けするなど、わかりやすいゾーニングを行います。
- ③ 症状がある避難者が滞在する個室や専用のトイレなどを確保します。
- ④ 専用のトイレが確保できない場合は、簡易トイレの使用を検討します。
- ⑤ トイレ等をやむを得ず共有する場合は、一時的に他の避難者の出入りを制限するなど対応を行い、使用後は必ず消毒を行います。
- ⑥ 症状がある避難者は、常時マスクを着用しレッドゾーンからは出ないこととします。
- ⑦ レッドゾーンに立ち入る市担当者等は最小限にとどめ、必ずマスク、手袋、ガウンを着用し感染予防を徹底します。
- ⑧ レッドゾーンに立ち入った派遣市職員がマスク、手袋を脱衣する場所を、イエローゾーン内に明確に設け、脱衣後は手指消毒を必ず行います。
- ⑨ レッドゾーンには専用のスリッパを設置します。
- ⑩ レッドゾーンで出たごみは、感染性廃棄物(P.9)として処理をします。
- ⑪ ゾーニングによる差別や偏見が生まれないよう避難者に理解を求めるよう努めます。

避難所に来られた方へ

ねん 年 がつ 月 にち 日

健康状態（受付時）チェックシート

新型コロナウイルス感染症対策のため、受付に併せて健康チェックを行っていますのでご協力をお願いいたします。

氏名

年齢

体温測定（ . ℃）

時間（ : ）

【健康チェック】

チェック項目	回答
①新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	（はい・いいえ） PCR検査日（ 月 日）
②発熱や熱っぽさがありますか？	（はい・いいえ）
③咳や喉の痛み、くしゃみ等の風邪症状がありますか？	（はい・いいえ）
④呼吸の息苦しさ、胸の痛みがありますか？	（はい・いいえ）
⑤体のだるさ、体の痛み等の不調がありますか？	（はい・いいえ）
⑥吐き気、おう吐や下痢の症状がありますか？	（はい・いいえ）
⑦味やにおいが感じにくいことがありますか？	（はい・いいえ）
⑧その他、体のことで気になることがあれば記入してください。 （ ）	

運営スタッフ記入欄（対策本部からの指示内容等）

滞在スペース	一般 ・ 専用（症状あり・濃厚接触者）

健康状態観察項目シート

次の症状がある場合には、速やかに運営スタッフ等に申し出てください。

症 状	
①発熱	・熱っぽさがある
②におい・味	・においや味を感じない
③咳・たん	・咳やたんがでる ・くしゃみがでる ・のどが痛い
④だるさ、痛み	・全身のだるさがある ・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない、座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする。
⑤吐き気・下痢	・吐き気がある ・下痢がある
⑥その他症状	・食欲がない ・鼻水・鼻づまり ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・体にブツブツ（発疹）が出ている ・目が赤く、目やにが多い など

感染症対策のチェックリスト

令和 年 月 日

分類	チェック項目	結果	
環境	ライフラインの確保ができています		ガス/電気/水道/電話
	床清掃ができています		回/日 チェック体制:有・無
	共有部分 (特にトイレや洗面場所などの水回り) の清掃・消毒ができています		回/日 チェック体制:有・無 トイレ状況:仮設/常設
	ドアノブや手すり等の多くの人が触れる場所の消毒ができています		
	避難所の出入口や各部屋の出入口に手指消毒用アルコールを配置しています		
	トイレや手洗い場に、液体せっけん、ペーパータオルを配置しています		
	固形石鹸、布タオルを共有していないか		
	換気をしている		常時 or 分毎
	温度・湿度に配慮しています		
	有症状者等が滞在する個室等を設けている		個室 or 専用スペース
	有症状者等専用のトイレや出入口を設けている		
	ゴミの管理が適正にできています		
	食べ物の管理が適正にできています		賞味期限の確認
物品	手洗い用液体石鹸		
	ペーパータオル		
	手指消毒用アルコール		
	マスク		
	体温計		
	次亜塩素酸ナトリウム (ハイター)		
	使い捨て手袋		
	ゴミ袋		
啓発	手洗い、うがいの励行を呼び掛けている		
	咳エチケットの実施を呼び掛けている		
	マスクの着用を呼び掛けている		
	環境整備・清掃・消毒を呼び掛けている		
	体調がすぐれない場合に申し出るよう呼び掛けている		
情報収集	避難者名簿の登録を確実にやっている		
	避難者の受付時に体温測定、健康チェックを実施している		
	定期的に、避難者の体温測定、健康チェックを実施している		
	避難者の健康管理の実施状況を災害対策本部に報告している		
引継事項	不足物品 ()		
	要準備の掲示物・物品 ()		

健康状態集計シート

年 月 日 午前・午後 時 分

避難所名

避難者数 名
(再掲：5歳未満 名、65歳以上 名)

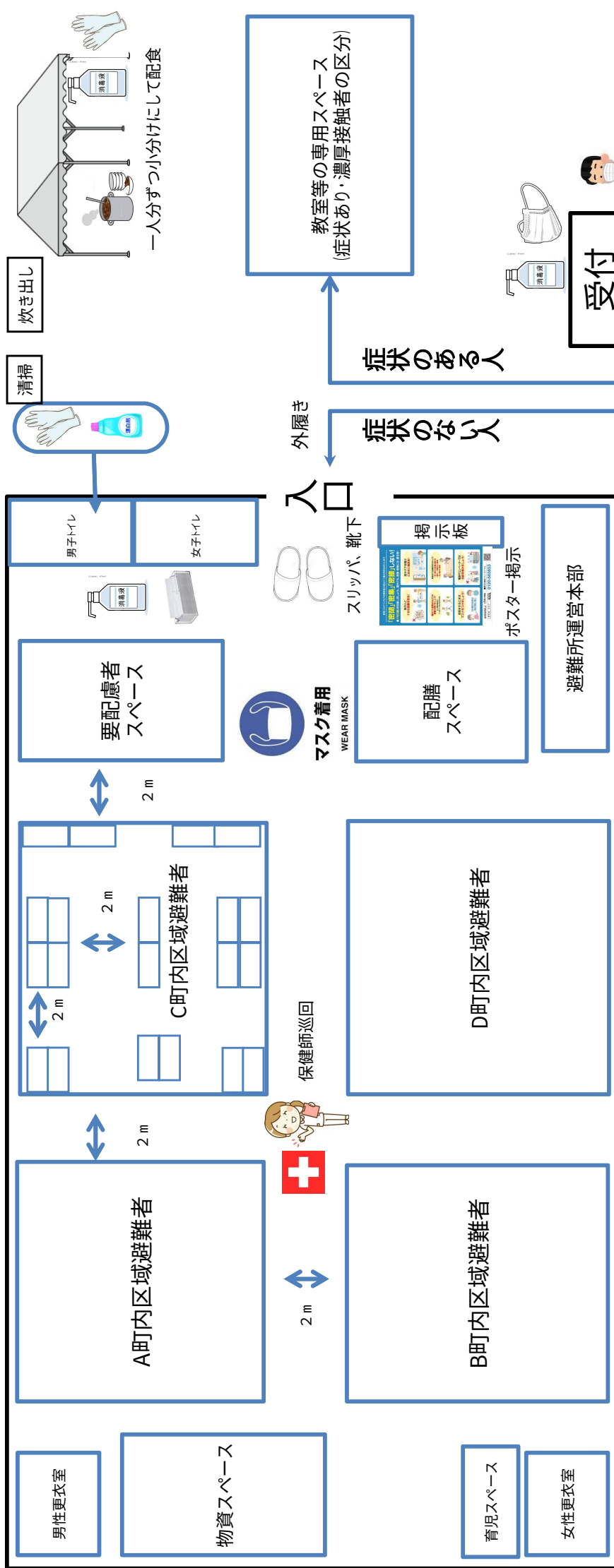
記入者名

症 状	5歳未満	5歳から 65歳未満	65歳以上
①発熱	人	人	人
②味覚や嗅覚の異常	人	人	人
③咳、喉の痛み、くしゃみ	人	人	人
④倦怠感、体の痛み	人	人	人
⑤吐き気、嘔吐、下痢	人	人	人
⑥その他の症状	人	人	人

避難者の健康状態を把握することにより、感染症のまん延をいち早く察知することが感染拡大を食い止めることにつながります。

上記のような症状がある避難者については、教室等の専用スペースに誘導し、災害対策本部に連絡を入れ指示を受けます。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト一例 (学校)



①持参することが望ましいもの

- ・体温計・マスク・アルコール消毒液
- ・スリッパ・ゴミ袋 など



②受付時のチェック

- ・2mのソーシャルディスタンス
- ・避難者の体温測定
- ・代表者が健康状態チェックシートと避難者カードを記入



③受付での対応

※避難者名簿の作成

- 症状なし
- ・居住スペースの割付 (一般・要配慮者)
- 症状あり・濃厚接触者
- ・教室等の専用スペースに誘導
- ・対策本部に連絡

症状のある人

症状のない人

受付

教室等の専用スペース
(症状あり・濃厚接触者の区分)

清掃

炊き出し

一人分ずつ小分けにして配食

避難所の感染予防対策について

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。

避難所内の感染予防対策について、ご協力をお願いいたします。

○個人が行う感染予防

- 避難所では、可能な限りマスクを着けましょう。
- 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- 体調がすぐれない方は、避難所スタッフに申し出ましょう。
- 居住スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。

○避難所内で行う感染予防

- 換気を行うため、窓や戸は開放します。
- 定期的に避難所の清掃や消毒を行います。
- 発熱や咳、下痢や嘔吐等の症状がある方は専用スペース等に移動していただきます。

感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット^{せき}」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



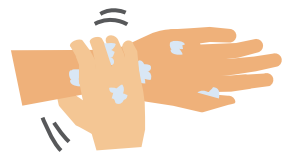
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



手洗いで感染症予防

手指消毒薬



流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用しましょう。

画像出典：厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.htm>)

手指消毒の手順

出典：「日本環境感染学会教育ツールVer.3.1より引用」



とくに
食事前や調理前、
トイレ使用後には
手洗いを！



画像出典：政府インターネットTV (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7362.html?t=46&a=1>)

感染症対策へのご協力をおねがいします

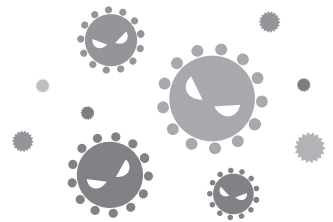
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います。**
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います。**
- ・周囲の人から**なるべく離れます。**



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省

検索



サージカルマスクの着脱方法

着け方



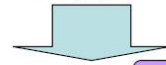
①上部のノーズピースを鼻と頬の形に曲げる



②ひもを耳に掛け、鼻のカーブに合わせてノーズピースを曲げ、プリーツを下へ伸ばす。



③鼻と口、あごまでしっかりと覆う。



外し方



⑥手指衛生をする。



⑤マスクの表面に触れないように持ち、オレンジハザードへ廃棄する。



④ひもを外す。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



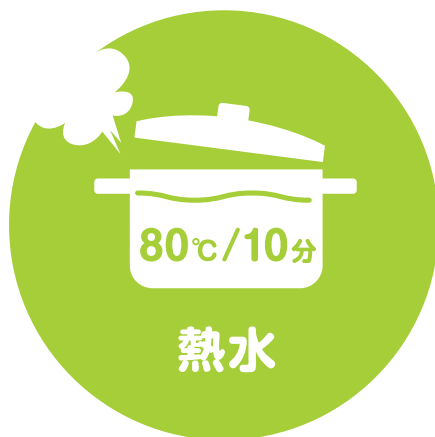
手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

トイレをきれいに使っていただき、ありがとうございます!

みんなのトイレ みんなできれいに 気持ちよく

トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。

※2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。

※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。



消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

手袋のつけ方



手袋の外し方



※オレンジハザードとは、感染性廃棄物専用箱のことをいう。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、

「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

